松江市告示第615号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、松江市財務規則（平成17年松江市規則第47号）第24条の2の規定により告示する。

令和3年12月28日

松江市長　上定　昭仁

指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者の氏名及び住所	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
各種証明発行手数料（市民課本庁窓口において徴収するものに限る。）	ごうぎんクレジット株式会社 松江市白潟本町23番地	令和4年2月1日から 令和4年3月31日まで